

「補綴歯科専門医」の申請条件と取得までに必要なこと

○筆頭発表者：須呂剛士（専門医認定委員会 委員長）

共同発表者：岸本英之/倉富寛/村田雅史/田中憲一/黒岩昭弘/金沢紘史/音琴淳一

日本顎咬合学会会員が補綴歯科専門医を取得するには

- 1 研修機関での研修歴が5年以上 + 研修単位の取得
- 2 専門医試験に合格
- 3 ケースプレゼンテーション試験
- 4 学会誌への投稿



- 1 日本顎咬合学会と日本補綴歯科学会の合同委員会にて審査
補綴歯科専門医認定小委員会、補綴歯科専門医制度・認定委員会
- 2 両会理事会で承認
- 3 日本歯科専門医機構へ申請
- 4 認定

会員歴と専門医取得の関係



研修単位について

計**360単位以上**の習得が必要となります。

- 1 学会出席で**28単位以上**
 - ・学術大会、支部学術大会、咬合フォーラムへの出席 — 4単位 (1回の出席毎)
- 2 歯科補綴学に関連する発表で**12単位以上**
 - ・論文発表の筆頭発表者 — 8単位
 - ・論文発表の共著者 — 4単位
 - ・口演発表 (ポスター含む) の演者 — 6単位
 - ・口演発表 (ポスター含む) の共同演者 — 3単位
- 3 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断及び治療で**310単位以上**
 - ・治療終了後、3年以上経過観察を行なった症例 — 10単位 (この症例でケースプレゼンテーション試験を受け、合格後に学会誌への投稿が必要となります)
 - ・基本症例*1 (1装置で2単位) — 200単位 (100装置) 以上
 - ・難症例*2 (1口腔で5単位) — 100単位 (20症例) 以上
- 4 共通研修*3 (専門医機構が認定した研修会) の履修で**10単位以上**

※1 基本症例……日本補綴歯科学会の症型分類 (歯質欠損、部分歯列欠損、全部歯列欠損) における Level I、Level II の症例を指します。ただし、Level III、Level IV の症例を基本症例に含めることも可。

※2 難症例……日本補綴歯科学会の症型分類 (部分歯列欠損、全部歯列欠損) における Level III、Level IV の症例、もしくは「補綴歯科の専門性」における「難症例の病態」に示された症例 (①顎顔面欠損症例、②著しい顎堤吸収を伴う症例、③すれ違い咬合の症例、④咬合平面の乱れ、咬合崩壊、低位咬合等を伴う症例、⑤摂食機能障害、⑥口蓋裂、⑦全顎的審美障害、⑧ブラキシズム、顎機能障害、⑨睡眠時無呼吸症候群) を指します。

※3 共通研修……本会では2024年度より、日本歯科専門医機構認定の共通研修を開催しています。

- ・1年ごとに2単位取得し、5年で10単位を取得する必要があります。
- ・今後も毎年開催する予定ですので、補綴歯科専門医の取得を目指す先生は必ず共通研修の受講をお願いいたします。

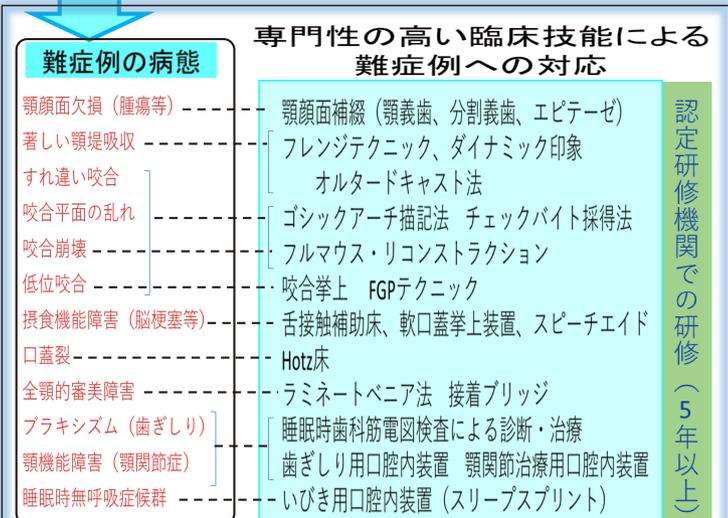
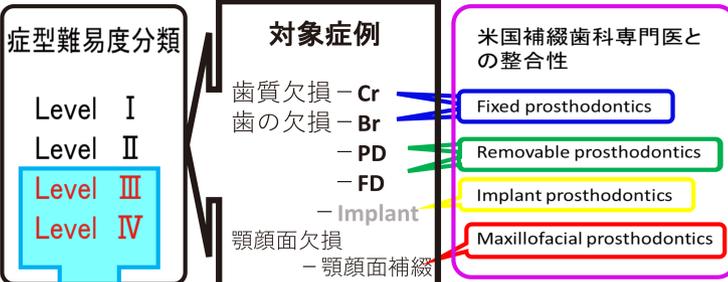
日本補綴歯科学会の症型分類とは

補綴治療の難易度を把握し、適切な治療計画を立てるために用いられる分類方法です。歯質欠損、部分歯列欠損、全部歯列欠損の症例を分類することで、治療の難易度を客観的に評価しています。症型分類については「症型分類入力マニュアル」をご参照ください。なお、症型分類には改訂された新バージョンもありますので、詳しくは日本補綴歯科学会HPをご覧ください。



補綴歯科の専門性

20210616版



※広範囲顎骨支持型装置、摂食機能障害は必要に応じて専門医に紹介できる。

- 中長期的な全顎的歯列・咬合管理
- 食べる機能の数値化による補綴歯科治療の質保証

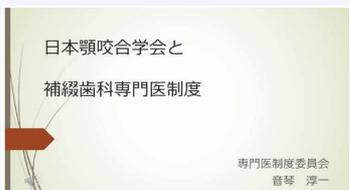
認定研修機関での研修 (5年以上)

補綴歯科専門医取得時に必要な書類例



※申請書類に関しましては、日本顎咬合学会事務局までお問い合わせください。

詳しくは、日本顎咬合学会 HP の説明ビデオをご覧ください。



➡ P-040 "日本歯科専門医機構認定「補綴歯科専門医」制度"も併せてご確認ください。